

変 更 後		変 更 前	
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る中期計画		地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る中期計画	
1から6まで (略)		1から6まで (略)	
7 料金に関する事項 岐阜県立下呂温泉病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。		7 料金に関する事項 岐阜県立下呂温泉病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。	
7-1 使用料の額		7-1 使用料の額	
(1) 及び (2) (略)		(1) 及び (2) (略)	
(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。		(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。	
(4) (略)		(4) (略)	
7-2 手数料の名称、額等		7-2 手数料の名称、額等	
(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。		(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。	
事務の内容	手数料の名称	単位	額 (円)
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては <u>3,860</u> 円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては <u>3,500</u> 円
2 死亡(死産)診断書、普通診療費明細書又は死体検案書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,380</u> 円
3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料	1通につき	<u>1,620</u> 円
4 再発行診察券の交付	岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料	1通につき	<u>260</u> 円
(2) (略)			
7-3から7-6まで (略)		7-3から7-6まで (略)	
8 (略)		8 (略)	

